

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) これまでの取り組みと現況

市街地の形成過程で、県立体育館やスポーツセンター、陸上競技場、市営球場などの運動施設、また、生涯学習センター「えーるピア久留米」、市民図書館、石橋財団運営の石橋美術館、石橋文化センターなどの文化交流施設は中心市街地の周辺部に整備されてきた。また、医療機関のうち、合計 2,600 病床を有する久留米大学付属病院と聖マリア病院は、中心市街地に近接して高度医療施設機能が充実しており、中心市街地と機能連携している。

① JR久留米駅周辺地区

かつて有馬藩の城下エリアであったJR久留米駅近辺には、久留米城址や有馬家の菩提寺・江南山梅林寺、水天宮総本宮など歴史的建造物や神社仏閣が保存・整備されてきた。一方、市制施行以来約 120 年間、久留米市庁舎と久留米商工会議所は中心市街地内に継続して立地しており、周辺には法務局、地方裁判所などの公共機関、司法書士および弁護士事務所などが多数立地している。

② 西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区

旧基本計画に基づき、平成 14 年に西鉄久留米駅東口の商業ビル内に子育て支援施設「子育て交流サロン・くるるん」、パートバンクなどを、中心商店街には平成 15 年に市民広場として六ツ門町に「六角堂広場」を、平成 16 年に生涯学習拠点「六ツ門大学」を、平成 17 年に市民活動サポートセンターを整備してきたが、都市福利施設の集積は充分ではない。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

H19.1 市民まちづくりアンケート調査より

① JR久留米駅周辺地区

久留米城址や梅林寺など観光資源に恵まれているJR久留米駅周辺地区では、さらに歴史的遺産の整備や資源の活用を進め、交流拠点として高めていく必要がある。

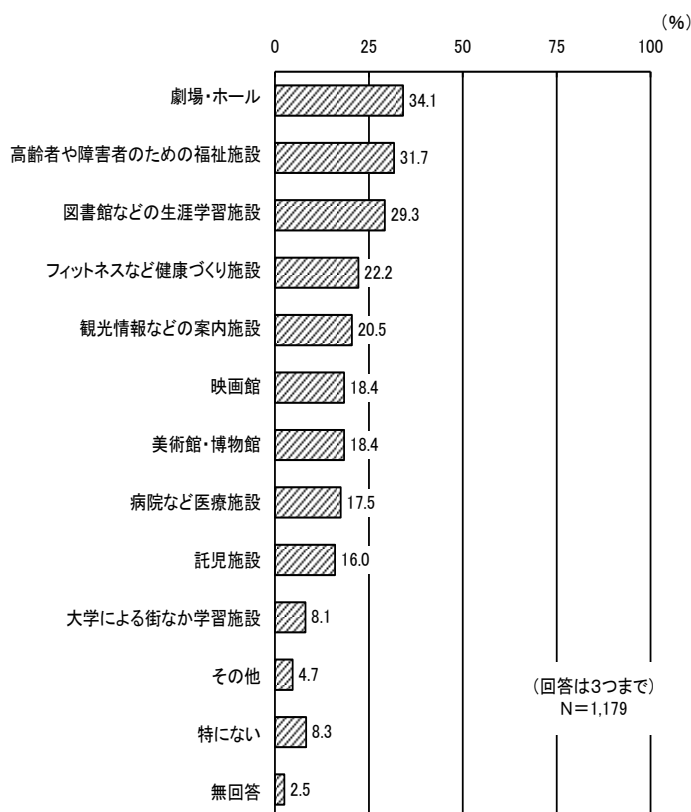
- ・郷土出身近代洋画家、坂本繁二郎生家（江戸時代の武家屋敷）の整備による観光客誘致

② 西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区

高齢者などに優しい街づくりを進める一環として、市町村合併や中核市移行に伴う保健所などの都市福利施設を設置し、福祉サービス業や都市型サービス業などの立地を後押ししていく必要がある。

- ・中心市街地の周辺部に立地する公的施設との連携

- ・行政機関や生涯学習施設、図書館、大学などの機能や公開講座を空き店舗などへ誘致



- ・街なか居住の推進と連携した介護・福祉施設の導入
 - ・商業・業務機能が高密度に集積する場を市民活動の場として連携していくために、タウンモビリティ事業などNPO活動の支援
- また、市民活動により賑わいある街づくりの一環として、利便性の高い教育文化施設などの整備を推進していく必要がある。
- ・劇場、ホール等の新たな賑わい空間の創出としての拠点整備

(3) フォローアップの時期

平成 20 年 4 月に中核市移行を目指しており、これに合わせ、中心市街地への保健所の設置などを推進していく。このため、開業一年後を目途とする平成 21 年度にフォローアップを行い、都市福祉施設の立地状況を分析し、計画を見直すものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 坂本繁二郎生家保存整備事業 【事業内容】 ・郷土出身近代洋画家の生家である現建物を解体し、復元する 【実施時期】 ・H18～H21	久留米市	○位置付け 地域住民の交流の場や歴史学習の場として、また、来街者を増やすための観光資源としての活用を図る。 ○必要性 JR久留米駅に近接する郷土出身近代洋画家・坂本繁二郎生家を、城下町に唯一残る武家屋敷として復元し活用していく。 これらのことから、賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 まちづくり交付金事業（国土交通省） 【実施時期】 H18～H21	地図番号 11

【事業名】 六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業 【事業内容】 地下2階、地上6階 導入施設 ・にぎわい交流施設・公益施設 ・商業施設 【実施時期】 H21～22	地権者	○位置付け 六ツ門地区にある旧六ツ門プラザビルは、中心市街地のほぼ中央に位置しており、昭和58年3月にダイエー六ツ門店がオープンし、当地区は、良好な商業集積を形成していたが、平成17年11月に閉店したことにより、当地区を含め周辺（六ツ門地区）の商店街などにも大きな影響が出ている。そこで、当ビルに、にぎわい交流施設・公益施設、商業施設を導入し、中心市街地の来街者の促進を図る。 ○必要性 当ビルの再生は、六ツ門地区の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、また中心市街地全体への波及効果も大きいと考えられる。そこで、当ビルに、にぎわい交流施設・公益施設として図書館分館、子育て活動スペース、研修施設、学習施設など、商業施設としてスーパーマーケットなどの導入を推進し、空きビルの再生を行う。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（六ツ門地区）） 【実施時期】 H21～22	42
---	-----	---	---	----

【事業名】 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業(再掲) 【事業内容】 ・地区面積 約1.1ha 商業施設、 公益施設等 【実施期間】 ・H23～H27	再開発組合	○位置付け 六ツ門8番街地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR 久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる要としての役割が期待されている。機能的には現在、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。 閉店した井筒屋跡地と周辺の宅地を定期的に整備し、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、新たな賑わい機能等を導入することにより、中心市街地の活性化を推進する。 ○必要性 六ツ門8番街地区は、平成19年6月に地権者による研究会が設置され、平成23年1月には再開発準備組合が設立している。 再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、商業施設や公益施設を整備することにより、六ツ門地区全体の活性化、集客や回遊性の強化を図ることで賑わいの再生を図る必要がある。 これらのことから賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいある街づくり」という目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) 【実施期間】 H23～H27	44
--	--------------	---	---	-----------

【事業名】 六ツ門 8・9 番市 街地区暮らし・ にぎわい再生 事業((仮称)久 留米市総合都 市プラザ) 【事業内容】 ・整備延面積 約 29,500 m² ・整備施設 にぎわい交 流施設、公 益施設、商 業施設等 【実施時期】 ・H23～H27	久留米市	○位置付け 六ツ門8・9番街地区は、中心市街地のほぼ中 央に位置しており、JR 久留米駅から西鉄久留米 駅までの都心の各機能をつなぎとめる要として の役割が期待されている。しかしながら、平成 21 年 2 月に久留米井筒屋が閉店し商業機能が低 下するなど、周辺商店街に大きな影響がでてい る。 そこで当該地区において、文化芸術振興機能 やコンベンション機能を有する都市福利施設の 導入や六角堂広場の機能充実など、施設整備を 行い来街者の促進を図る。 ○必要性 当該地区の再生は、くるめりあ六ツ門や新世 界地区の整備と連帯することにより、六ツ門地区 全体の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来 街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、 中心市街地全体への波及効果が期待されてい る。 そこで、ホールや展示室等を有する都市福利 施設の整備や市民広場の機能拡充及び、商業 機能を導入し、当該地区の賑わいの再生を図 る。 これらのことから、賑わいと回遊性の向上につ ながり、「市民活動による賑わいのある街づくり」 という目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備 総合交付金 (暮らし・にぎ わい再生事業 (六ツ門地 区)) 【実施時期】 H23～H26	45
---	------	---	---	----

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 バリアフリー促進事業 【事業内容】 ・民間施設のバリアフリー改修工事を支援 【実施時期】 ・～H25	福岡県 久留米市	○位置付け 民間施設のバリアフリー化を促進し、市民活動など社会参加できるまちづくりを推進する。 ○必要性 中心市街地のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者を始め、すべての市民が外出しやすい環境を整える。これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 福岡県補助金 久留米市補助金 【実施時期】 H19	地図番号 12
【事業名】 保健所設置事業 【事業内容】 ・中核市移行に伴う保健所を開設 【事業時期】 ・H18～	久留米市	○位置付け 中核市移行に伴い、設置が必要な保健所(事務・診療部門)を公共交通機能が充実し住民の利便性が確保できる中心市街地に設置する。 ○必要性 年間 13,500 人程度の来街者が見込まれ、そこを訪れる市民が近隣の公共施設や民間の業務施設等を併せて利用することなどで、中心市街地の賑わい創出の一助となることも期待される。 保健・福祉・医療が一体となった住民サービスの提供を中心市街地で行うことにより、「健康づくり」を通したまちづくり活動への展開など、地域の活性化へつなげていく。 これらのことから中心市街地の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		13
【事業名】 文化街詰所設置 【事業内容】 ・文化街内に警察の詰所を設置する 【実施時期】 ・H18～H20	久留米市	○位置付け 治安面から安心安全のまちづくりを推進する。 ○必要性 筑後一の繁華街である文化街に、防犯上の観点から警察の詰所を設置する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		14

【事業名】 老人いこいの家整備事業 【事業内容】 ・日吉小体育館、公民館、消防団詰所の改築に伴い、老人いこいの家を新設 ・規模 175.63 m² 【実施時期】 ・H19	久留米市	○位置付け 中心市街地の日吉校区は、商業地域内にあって都市的土地利用が中心であるため、小学校体育館や消防団詰所などと共同で整備し、土地の有効利用を図るとともに世代間交流を進める。 ○必要性 住民が建設する校区公民館等と合築して老人憩いの家を整備し、高齢者などを始めとする地元住民が交流できる空間を確保する。また、維持管理費の効率化、多世代の交流機会の拡大、建設費の縮減が期待できる。 これらのことから賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりを達成するために必要な事業である。		15
【事業名】 市内大学等単位互換制度共同講義 【事業内容】 ・六ツ門大学等で、市内5高等教育機関による単位互換制度の共同講義を実施 【事業時期】 ・H17～	久留米市 学術研究都市づくり推進協議会	○位置付け 5つの高等教育機関が集積する久留米市の特性を活かし、学術研究都市づくりを推進する。 ○必要性 街なかで実施される大学等による単位互換制度の共同講義の取り組みを支援することにより、学生を街なかに誘導するとともに、周辺部に位置する大学と中心市街地との連携を図り、大学の姿が見えるまちづくりを展開する。 これらのことから中心市街地の魅力向上につながり「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりを達成するために必要な事業である。		16
【事業名】 市民公開講座の共同実施 【事業内容】 ・学術研究機関による市民公開講座の共同実施 【実施期間】 ・H19～	久留米市 学術研究都市づくり推進協議会	○位置付け 5つの高等教育機関が集積する久留米市の特性を活かし、学術研究都市づくりを推進する。 ○必要性 街なかで実施される大学等の地域貢献活動を支援することにより、周辺部に位置する大学と中心市街地との連携を図り、大学の姿が見えるまちづくりを展開する。 これらのことから中心市街地の魅力魅力につながり「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりを達成するために必要な事業である。		17

【事業名】 NPO連携事業 (六ツ門大学)	(株) ハイ マート 久留米 六ツ門 大学運 営委員 会	○位置付け 商店街の来街者を増やすために、空き店舗を 活用し、中高年の生涯学習の場として整備した 六ツ門大学の充実を図る。	【支援措置】 福岡県補助金 久留米市補助 金	35
【事業内容】 ・年2回開講。 1回あたり6コ ース40講座開 催 【実施時期】 ・H17～		○必要性 受講者への割引やサービスなど商店街と連携 することで、中心市街地への来街促進を図り、買 物などの経済効果に結びつけていく。 これらのことから賑わいと回遊性の向上につな がり、「市民活動による賑わいのある街」づくりを 達成するために必要な事業である。	【実施時期】 H19～H25	